

名古屋市農業委員会 令和4年第8回総会 議 事 録

1 開催日時 令和4年8月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時25分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第54号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第56号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第57号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地利用最適化推進委員の定数について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第8回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成田秋義委員
		4番	近藤正俊委員
5番	坂野文明委員	6番	石田正彦委員
		8番	箕浦基伸委員
9番	布目巳佐子委員		
11番	横井昭男委員	12番	岩田公雄委員
		14番	野間利和委員
15番	安井勝春委員	16番	横井庸一郎委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃委員		
21番	大島誠委員	22番	伊藤正幸委員
		24番	横井慎一委員
25番	木村正男委員		
27番	服部勇夫委員		

令和4年第8回総会（令和4年8月22日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和4年第8回総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日も新型コロナウイルス感染症がかなり広まっておりますので、入室の際、検温をさせていただきました。消毒も行っております。ご協力ありがとうございます。会議中、発言をされる際にはマスク着用の上、ご発言いただきますようご協力をお願いいたします。</p> <p>また、今日も換気をしているため、少し暑いと思いますが、感染症対策ということで、しばしご容赦いただきたいと思います。ご協力お願いします。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和4年第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第54号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」から、第57号議案「相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について」までの4議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p>

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び成田秋義委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 54 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらおうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

受付番号 1-6 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、8 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-6 願い出の農地の、天白区中平五丁目の 1 筆は、梅やサトイモなどの野菜が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-4 の農地について、8 月 3 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-4 は、下志段味特定土地区画整理の 1 筆に、畑として仮換地されており、モロヘイヤ、落花生、ブルーベリー等が作付けされていきました。申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それでは、第 54 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 54 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 55 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-11 から 1-17 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-11 から 1-17 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、8 月 3 日と 4 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-11、名東区上社四丁目の 1 筆には、ビワや柿、ミカンが、丁田町の 1 筆には、カボチャや甘薯などの野菜のほか柿が、栽培されていました。

受付番号 1-12、緑区南大高四丁目の 1 筆は、耕作準備中でした。

受付番号 1-13、緑区藤塚三丁目の 2 筆は、一体で、現在、かんきつ類の栽培に向けて、圃場を整備中でした。なお、昨年まで同所には、ビニールハウスが設置され、トマトが栽培されていたことを確認しています。同 1 筆には、水稻が作付けされていました。

受付番号 1-14、名東区扇町 3 丁目の 1 筆には、キウイフルーツやミカン、ビワが、牧の原二丁目の 2 筆には、一体で、梅が、牧の原三丁目の 2 筆には、一体で、甘薯や柿が、栽培されていました。

受付番号 1-15、緑区東神の倉二丁目の 1 筆には、梅や銀杏採取用のイチヨウが、受付番号 1-16、緑区横吹町の 1 筆には、甘薯やナス、キュウリなどが、同 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、柿が、受付番号 1-17、緑区水広三丁目の 1 筆には、ミカンや栗が、同 1 筆には、甘薯やナス、スイカなどが、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-8 から 2-11 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山農政課長

受付番号 2-8 から 2-11 について、8 月 3 日と 4 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-8 は、畑で、サトイモ、モロヘイヤ及び鑑賞用の花であるチューベローズが作付けされていました。

受付番号 2-9 は、2 筆とも畑で、スイカ、ブドウ、サツマイモ等が作付けされていました。

受付番号 2-10 は、4 筆が田で、水稻が作付けされていました。川北町の 2 筆は畑で、スイカ、トマト、梅等が作付けされていました。

受付番号 2-11 は、畑で、ささげ、サツマイモ、カボチャ等が作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-7 及び 3-8 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-7 及び 3-8 の農地につきまして、8 月 2 日と 3 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-7 の中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑には、ミカン、キュウリ、ネギなどが作付けされており良好に管理されていきました。

受付番号 3-8 の 5 筆は、すべて市民向けの収穫体験農園、いわゆる「ふれあい農園」になっている農地になります。

中川区中島新町 2 丁目の 2 筆の畑には、この秋に開催されるイモほり体験用のサトイモ、サツマイモが作付けされており、同 2 筆、4 丁目の 1 筆の畑は、来年春の収穫体験に向け、現在は耕作準備中となっております。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-10 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-10 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、8 月 3 日に調査した結果を報告します。

証明願出の農地、港区東蟹田始め 5 筆は、田で、水稻が作

付けされている状況で、良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明するについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 55 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 55 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 56 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長 受付番号 1-6 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、8 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-6 願い出の、名東区高針荒田の 1 筆は、昨年被相続人が亡くなられ、相続人が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は、ミカンなどのかんきつ類や柿が栽培され、良好に管理されていきました。また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、8 月 3 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区協和二丁目始め 9 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地の 9 筆は田で、水稻が作付けされており、いずれも農地として良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 56 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 56 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 57 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-5 につきまして、8 月 3 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区西福田五丁目始め 3 筆は田で、水稻が作付けされており、港区西福田五丁目の 1 筆は畑で、カボチャ、サツマイモ等が作付けされておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 57 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 57 号議案の案件は承認することといたします。

本日予定しました議案は、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 8 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 2 ページにかけて、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 6 件

続いて、3 ページから 11 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 27 件

続いて、12 ページから 46 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 99 件

続いて、47 ページから 56 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 30 件

続いて、57 ページから 59 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 7 件

続いて、60 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 3 件

続いて、61 ページですが、現況証明願についてが 2 件

続いて、62 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、63 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「農地利用最適化推進委員の定数」について、事務局より報告をお願いします。

農政係長

事務局から申し上げます。

次期改選にあたり、農地利用最適化推進委員の定数について報告いたします。

令和 5 年 9 月に現在の農業委員会の任期が満了し、農業委員会法に基づきまして、推薦また応募による公募が実施されます。農業委員、農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会法の定めにより、市が条例で定めることとされております。

前回、令和2年9月の改選時では、市内の農地が減少したことに伴いまして、農地利用最適化推進委員の定数が13名から12名に、定員を1名減員されました。

次期改選の農地利用最適化推進委員の定数につきまして、まず結論から申し上げますと、農地利用最適化推進委員の定数は、現状の定数12名を維持される方針でございます。

なお、農業委員の定数の変更もございません。定数12名が維持される理由につきましてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会法におきまして、市内の農地面積を100ヘクタールで割りまして、1未満の端数を繰り上げた数と定められています。現在の本市の農地面積1,030ヘクタールから計算しますと、定数は11名となりまして、1名定数が減員となります。ただし令和4年4月に法律が改正されまして、特例として市域の面積に対する農地の面積は15パーセント未満である場合は、市が必要と認める数を加えることができるの特例が創設されました。これは市域が広く農地が点在している場合においては、農地利用最適化推進委員の人数が少ないと、遊休農地の指導や農地の集積化の業務などに支障が出るため、市町村の地理的な特性が考慮されたものでございます。

本市におきましては、保全すべき農地であります市街化調整区域の農地や生産緑地の面積の減少はわずかでございます。農地利用最適化推進委員のみなさまは、それらの農地にかかわっていただいているため、業務自体は減少しません。そのため現状定数12名の維持が望ましいとされました。今後、次期改選に向けまして、公募等の手続きがなされます。よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

農政係長

活動記録につきましてご報告がございます。

まず、活動記録についてご報告いたします。5月6月の総会を通じて、農水省から示された農業委員会の最適化活動の推進について概要を報告いたします。今後日常の農地の見回り活動、農家の知り合いへの声かけ活動についての活動記録簿への記載をしていただくようお願いを申しあげました。今回は具体的に記入をお願いしたい内容について説明いたします。

配付資料の活動記録簿の様式変更についてをご覧ください。

1の活動記録簿の様式につきまして、令和4年度から農地利用最適化活動をより一層進めることとされておりまして、活動記録簿の様式が変わりました。

2の活動記録簿の記入につきまして、農業委員さんにおかれましては実際今までも実施していた内容を記入していただきたく存じております。

資料として配布しております活動の例を参考としていただきながら、四角の枠の中に記載をしている活動を例としてございます。「散歩と合わせて近所の農地を見回った」、「ご自身の農地に行く途中に農地を見回った」、また「朝市や展示販売に参加した」、「人・農地プランの話し合いに参加した」、「土地改良区の会合に参加した」などがその活動でございます。1日の

うち短時間の活動でも1日の活動として扱われます。

3 活動記録簿の提出方法について

委員さんにおきましては、活動記録簿（対応記録）を地区農政課に提出してください。なお、提出期限は、翌月の総会の日までとしております。提出方法につきましては、手渡し、ファックス、メールのいずれでも構いませんので、地区農政課とご相談ください。

次に配付資料「名古屋市農業委員会 活動記録簿（対応記録）」をご覧ください。

今回、具体的にお願ひしたいことの一つ目は、ページの左に記載しております、農地パトロールの欄に、農地を見回る機会がございましたらそれを活動としてご記録くださいますようお願いいたします。

また二つ目に右ページにあります、その他対応記録として記載している欄に、「総会の出席」、「現地調査」、「農地パトロール」以外の活動についてご記入ください。朝市に参加されたこと、近所の方と農地の跡継ぎについて話をされたことなど、農業委員さんが行う農地に関することにつきましては、最適化活動とされております。記入するうえで何かございましたら事務局と相談しながらお願ひしたいと思っております。

最後でございますが、この最適化活動につきましては、委員さんが自ら1年間の活動を振り返っていただくことになっております。その際は事務局と話し合いながら活動について総括していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。活動記録につきましては以上です。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和4年第8回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時25分）